

# 普通自転車の定義に係る規定の見直し等

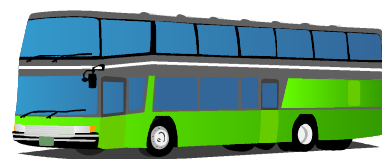
令和2年12月1日施行

## 1 普通自転車の定義に係る規定等の見直し

- 四輪の自転車についても、一定の基準に適合する場合は、普通自転車に該当することとなりました。
- 一定の基準に適合する四輪以上の自転車についても自転車道を通行できることとなり、また、これを押して歩いている者は歩行者とすることとなりました。

## 2 駐車および停車等に関する規定の整備

- 地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、関係者が合意した場合には、路線バス以外のバス等についてもバス停等に駐停車できることとなりました。
- 車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止等に係る規定が削除されました。



## 3 初心運転者標識に係る規定等の見直し

- 準中型免許を受けた者で、準中型免許または普通免許を受けていた期間（免許の効力停止期間を除く。）が通算して1年に達しない者は、一定の要件に該当する者を除き、普通自動車を運転する場合であっても、初心運転者標識の表示が義務づけられました。
- 初心運転者標識を表示した準中型自動車の保護義務に関する規定が整備されました。

